



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則		
*31 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 公安委員会規則		
*10 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	 2
○ 告示		
810 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) 9
811 救急病院の申出の撤回	(医務課) 9
812 救急病院の認定	(") 9
813 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課) 10
814 農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課) 10
815 保安林の指定予定の通知	(森林整備課) 10
816 "	(") 11
817 公共測量の実施	(技術調査課) 11
818 道路の区域変更	(道路保全課) 11
819 "	(") 12
820 道路の供用開始	(") 12
821 道路の区域変更	(") 12
822 道路の供用開始	(") 13
823 道路の区域変更	(") 13
824 道路の供用開始	(") 14
825 道路の位置の指定	(都市政策課) 14
○ 諸報		
和歌山県市町村職員共済組合の平成26年度決算の要旨	(和歌山県市町村職員共済組合) 14

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第31号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月10日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第9号中「又は原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第16条第9号中「の移動を伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。

第19条第1項中「書類」の次に「（法第89条第2項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、施行規則第17条及び第18条に規定する書類並びに必要な事項を記載した当該質問票）」を加える。

第25条を次のように改める。

（臨時適性検査の通知）

第25条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式による通知書により行うものとする。

- (1) 認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し法第102条第1項の内閣府令で定める基準に該当するもの 別記様式第17号
- (2) 運転免許試験（仮運転免許に係る運転免許試験を除く。）に合格した者（次号に掲げる者を除く。） 別記様式第17号の2
- (3) 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けた者 別記様式第17号の2の2
- (4) 仮運転免許に係る運転免許試験に合格した者（前2号及び次号に掲げる者を除く。） 別記様式第17号の2の3
- (5) 仮運転免許を受けた者（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 別記様式第17号の3
- (6) 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者 別記様式第17号の4

第26条第2項中「前項第3号」を「第1項第3号」に、「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の更新の申請をしようとする者で、法第101条第4項の規定による質問票の交付を受けたものは、申請書に必要な事項を記載した当該質問票を添付しなければならない。

第30条を削り、第30条の2を第30条とする。

別表第2中

近畿自動車道（松原那智勝浦線）	御坊市野口から田辺市稲成町字皆代2790番2まで	を
-----------------	--------------------------	---

近畿自動車道（松原那智勝浦線）	御坊市野口から西牟婁郡白浜町十九淵字田ノ口1075番1まで	に改める。
-----------------	-------------------------------	-------

別記様式第17号から別記様式第17号の4までを次のように改める。

別記様式第17号 (第25条関係)

りんじてきせいけんさつうちしょ
臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、

第 1 項

特定の交通違反があることから、道路交通法第 102 条 第 2 項 による臨時適性検査（認知症の専門医

第 3 項

による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

拒 否

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の

保 留

取 消 し

効力の停止

処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を 行 う 理 由	講 習 予 備 検 査	
	特 定 の 交 通 違 反	
適性検査を行う期日 (診断書の提出の期日)		
適性検査を行う場所 (診断書の提出による場合の受 診場所)		
備	考	

備考 1 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 この通知について、不明な点がある場合は、和歌山県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせください。

別記様式第17号の2 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第 102 条第 4 項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)
 なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、
 運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)
 を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 (診断書の提出の期日)	
適性検査を行う場所 (診断書の提出による 場合の受診場所)	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 上記の適性検査は、道路交通法第 102 条第 7 項の規定により、道路交通法施行規則第 29 条の 3 第 4 項に規定する要件を満たす医師の診断書 (要件を満たす主治医の診断書) の提出によることができます。
- 2 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「臨時適性検査の通知 (運転免許の保留)」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

別記様式第17号の2の2 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第 102 条 第 4 項
第 5 項 に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の 取 消 し
効力の停止

の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 (診断書の提出の期日)	
適性検査を行う場所 (診断書の提出による 場合の受診場所)	
その他必要な事項	
備 考	

備考 道路交通法第 102 条第 4 項に規定する臨時の適性検査は、同条第 7 項の規定により、道路交通法施行規則第 29 条の 3 第 4 項に規定する要件を満たす医師の診断書 (要件を満たす主治医の診断書) の提出に
よることができます。

別記様式第17号の2の3（第25条関係）

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 （診断書の提出の期日）	
適性検査を行う場所 （診断書の提出による 場合の受診場所）	
その他必要な事項	
備 考	

備考 上記の適性検査は、道路交通法第102条第7項の規定により、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（要件を満たす主治医の診断書）の提出によることができます。

別記様式第17号の3 (第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第 102 条 第 4 項
第 5 項 に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第 37 条の 7 第 2 項第 1 号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 (診断書の提出の期日)	
適性検査を行う場所 (診断書の提出による 場合の受診場所)	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 道路交通法第 102 条第 4 項に規定する適性検査は、同条第 7 項の規定により、道路交通法施行規則第 29 条の 3 第 4 項に規定する要件を満たす医師の診断書(要件を満たす主治医の診断書)の提出によることができます。
- 2 道路交通法施行令第 37 条の 7 第 2 項第 1 号に掲げる場合とは、仮運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合(一定の場合を除く。)のことです。

別記様式第17号の4(第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号 削除

別記様式第20号の2中「（第30条の2関係）」を「（第30条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成27年7月12日から施行する。

告 示

和歌山県告示第810号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年9月1日まで縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人きみの定住を支援する会

3 代表者の氏名

平井二嗣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海草郡紀美野町神野市場226番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、田舎暮らしに関心のある人および紀美野町住民に対して、移住・定住及び交流に関する事業を行い、紀美野町の町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第811号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 桜ヶ丘病院

2 所在地 有田市宮崎町841-1

3 失効日 平成27年6月27日

和歌山県告示第812号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 桜ヶ丘病院

2 所在地 有田市箕島904

3 有効期限 平成30年6月27日

和歌山県告示第813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニクロ国体道路店
和歌山県和歌山市小雑賀704外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第151号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年7月10日から同年8月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第814号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月30日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月23日まで縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第24号	日高郡美浜町和田字鶴泊里681-1外4筆

和歌山県告示第815号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町一本松字長尾684から686まで、690から692まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長尾686、692
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第816号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷410

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第817号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきかつらぎ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量 デジタル撮影 地上画素寸法14cm

公共測量 写真地図作成 地図情報レベル1000

2 作業期間 平成27年6月15日から平成28年3月31日まで

3 作業地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町全域

和歌山県告示第818号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字宮前75 3番2地先から同町大字花坂字八 町坂626番12地先まで	旧	7.36 } 27.72	759.30	一般国道480号との重用延長75 9.30メートルを含む。
同上	新	10.72 } 43.82	728.30	一般国道480号との重用延長72 8.30メートルを含む。

和歌山県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字宮前75 3番2地先から同町大字花坂字八 町坂626番12地先まで	旧	7.36 } 27.72	759.30	一般国道370号との重用延長75 9.30メートルを含む。
同上	新	10.72 } 43.82	728.30	一般国道370号との重用延長72 8.30メートルを含む。

和歌山県告示第820号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字宮前753番2地先から同町大字花坂字八町坂626番12地先まで

供用開始の期日 平成27年7月10日

和歌山県告示第821号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡みなべ町滝字郷美354番10地先から同町東神野川字五味田13番1地先まで	旧	4.80 } 38.00	3,970.00	高橋 地蔵橋 L=27.50 L=5.50
同上	旧	11.00 } 49.00	2,300.00	高幡山トンネル L=300.00 市井原橋 L=46.00 ささりうら橋 L=53.50 新嶋之瀬橋 L=52.00 なかんせ橋 L=46.00 ふろんせ橋 L=84.00
同上	新	11.00 } 49.00	2,300.00	高幡山トンネル L=300.00 市井原橋 L=46.00 ささりうら橋 L=53.50 新嶋之瀬橋 L=52.00 なかんせ橋 L=46.00 ふろんせ橋 L=84.00

和歌山県告示第822号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡みなべ町滝字郷美354番10地先から同町東神野川字五味田13番1地先まで

供用開始の期日 平成27年7月10日

和歌山県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜温泉線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル

西牟婁郡白浜町才野字大森1640番140地先から同町十九洲字伊勢谷土手外330番1地先まで	旧	7.00 } 31.00	3,504.70	安久川橋 L=59.00 跨線橋 L=15.45 無名橋 L=10.60 無名橋 L=3.60 富田橋 L=237.00
同上	新	7.00 } 31.00	3,504.70	安久川橋 L=59.00 跨線橋 L=15.45 無名橋 L=10.60 無名橋 L=3.60 富田橋 L=237.00
西牟婁郡白浜町才野字大森1640番164地先から同町十九洲字伊勢谷土手外359番地先まで	新	8.20 } 100.20	3,473.60	才野オンランプ橋 L=17.00 才野オフランプ橋 L=36.00 安久川高架橋 L=132.20 南白浜高架橋 L=448.00 新富田橋 L=303.50 権現平トンネル L=384.00

和歌山県告示第824号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 白浜温泉線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町中宇小森1901番地先から同町十九洲字伊勢谷土手外359番地先まで

供用開始の期日 平成27年7月12日午後3時

和歌山県告示第825号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年7月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3310	有田郡有田川町大字下津野字堀田482番6の一部	兵庫県伊丹市南野北一丁目12番13号 株式会社エヌ・エヌ・コーポレーション 代表取締役 則岡宏牟	平成27.6.25	6.00	21.57

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年7月10日

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	長期組合員	任意継続	合計
組合員数(人)	11,990	30	1,418	2	221	13,661
給料月額(百万円)	3,891	20	449	1	69	4,430
一人当たり給料月額(円)	324,485	677,337	316,629	502,000	312,087	324,270

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経 理 単 位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人 員	18	2	1	2	23

4 損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
負担金	4,421,230	12,140,008		146,101	169,146		
掛金	4,510,490	6,875,907			164,544		
高額医療交付金	71,769						
育児・介護休業手当金交付金	325,479						
組合員貸付金利息							92,783
保険料充当金							
連合会交付金	837			40,604			9,979
利息及び配当金	284		76,330	585	499	268,412	
その他の収入	27,259			172	21	1,822	
他経理から繰入金				27,132			
前年度支払準備金	603,159						
計	9,960,507	19,015,915	76,330	214,594	334,210	270,234	102,762
給付金	3,901,994						
職員給与				96,263	15,687	7,151	7,051
厚生費				103	319,537	3	29
旅費・事務費				10,929	3,570	2,804	985
委託費				5,092	5,786	2,586	691
貸借料				2,080	1,481	1,215	323
負担金				23,492	4,000	2,529	2,537
連合会分担金					3,605		
支払利息			76,330			139,038	75,525
前期高齢者納付金	2,206,169						
後期高齢者支援金	1,514,078						
老人保健拠出金	47						
退職者給付拠出金	312,690						
介護納付金	655,501						
連合会払込金	108,179	19,015,915		64,877			5,013
連合会拠出金	403,444						
他経理へ繰入金	27,132						
その他の支出	6,979			9,552	23,306	1,477	9,720
次年度支払準備金	595,946						
前期損益修正損							
計	9,732,159	19,015,915	76,330	212,388	376,972	156,803	101,874
差引当期利益金又は当期損失金(△)	228,348	0	0	2,206	△ 42,762	113,431	888

5 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資 産	流動資産	1,241,016	1,105,916	120,058	279,247	313,155	2,313,148	259,267
	固定資産			2,845,452	3,002	57	13,805,209	3,122,996
	繰延資産							
	資産合計	1,241,016	1,105,916	2,965,510	282,249	313,212	16,118,357	3,382,263
負 債	流動負債	405,016	1,105,916		449	31,385	13,905,030	15
	固定負債	595,946		2,965,510	94,978	22,438	9,195	3,000,471
	負債合計	1,000,962	1,105,916	2,965,510	95,427	53,823	13,914,225	3,000,486
資 本	資本剰余金							
	積立金							
	利益剰余金	240,054			186,822	259,389	2,204,132	381,777
	欠損金							
	資本合計	240,054			186,822	259,389	2,204,132	381,777
	負債・資本合計	1,241,016	1,105,916	2,965,510	282,249	313,212	16,118,357	3,382,263